

## 未来オークション規約

(平成 23 年 8 月 1 日改訂)

ACT FOR JAPAN (以下、「当団体」という。)が未来オークションの名称で行う競売は本規約に従い行われる。本規約は、当団体と落札者との間にて結ばれるものである。買い受けの申し出をする者、当団体との間で売買契約が成立した者その他関係者はこの規約を承認し、本規約に従わなければならない。但し、当団体の間で別途の合意をした場合は当団体とその合意をした者との間ではその合意が優先する。

### (競売の方法)

#### 第 1 条

競売は、当団体が指定する競売人の主宰の下で、次項以下に定めるところにより、買い受けの申出の額をせり上げさせることにより行う。

- ② 競売は、競売人の裁量の下行われるものとし、競りの第一声は競売人がその裁量により行い、競り上げの値幅も競売人がその裁量により決定する。
- ③ 買い受けの申し出は、ジェスチャー（身振り、手振り、顔つき等）により行われる。買い受けの申出をした者は、自らの買い受けの申出が競売人に認識されていないと判断した時は直ちに競売人の注意をひくべき行動をしなければならない。
- ④ 買い受けの申し出は、買い受けの申出人が競売の会場において直接行うほか、書面により行うことができる。書面による買い受けの申出は第 3 条の規定に従い行われるものとする。
- ⑤ 競売人はあらゆる買い受けの申出に対し、理由を告げず、これを拒否することができる。
- ⑥ 買い受けの申出をした者は、より高額な買い受けの申出があるまで、申出の額に拘束され、それより高額な買い受けの申出があったとき当該買い受けの申出は失効する。但し、そのより高額な買い受けの申出が競売人に拒否される等して無効な場合は当該買い受けの申出は失効せず、申出の額の拘束は維持される。
- ⑦ 当団体と、落札者との間において、本規約に基づく落札の決定は、競売人により範パープライスの合図がなされた時に、成立する。

### (落札確認書)

第 2 条 落札者は、売買成立後直ちに、競売の会場において、当団体の求めに応じ、作品番号、落札価格を記載した落札確認書に作品番号、落札価格を確認の上、署名又は記名押印しなければならない。落札者が法人の場合は、法人名を記載した上、代理人又は使者が署名又は記名押印しなければならない。但し、売買は競売人がハンマーを売った時点で成立しており、落札確認書は記録のためのものである。

- ② 落札者が前項の署名または記名押印を直ちにしないときは、競売人は、その裁量により、その場で売買契約を解除し、当該作品を再競売に付すことができる。

### (書面による買い受けの申出)

第 3 条 買い受けの申出は、予め書面又はメール（以下、「書面等」という。）により行うことができる。

- ② 書面等による買い受けの申出は、競売の日の 1 営業日より前に、当団体宛、住所、氏名（法人の場合は法人名、代表者名）、作品番号、買い受けの申出の最高限度額を明記し、かつ、署名又は記名押印したうえで申し出るものとする。なお、買い受けの申出の最高限度額の記載のない申出は当然に無効とする。
- ③ 当団体は、書面等による買い受けの申出のため、買い受けの申出をするものとし、その方法は、競売人を通して行うほか当団体の裁量による方法により行われる。
- ④ 書面等による買い受けの申出をした者は、その買い受けの申出の最高限度額が他の買い受けの申出の額の最高のものより高い場合に、他の買い受けの申出の額の最高のものに競売人が適当と判断する値幅の金額を加えた価格を落札価格として、落札者となることができる。この場合、落札者の決定は、競売の会場における競売人が最高額買い受け人と定めてハンマーを打つことにより売買契約が成立する。
- ⑤ 同一の作品に対し、同一の額を買い受けの申出の最高限度額とする複数の署名による買い受けの申出があった場合は、先に当団体に到着したものが優先する。なお同時に到着した場合では以降により落札者となることのできる場合は、後日抽選により決定する。
- ⑥ 当団体は、書面等による買い受けの申出に対し、理由を告げずこれを拒否することができる。当団体の拒否の意思表示が書面等に

よる買い受けの申出人に等宅しなかった倍、当団体の故意または重大な過失によるものである場合以外そのことによる責任は一切負わない。

- ⑦ 手違いその他の理由を問わず、書面等による買い受けの申出が競売において失効されなかった場合、当団体は、当団体の重大な過失によるものである場合以外そのことに関し一切の責任を負わない。
- ⑧ 書面等による買い受けの申出人が落札者となった場合、当団体は速やかにその旨同人に通知し、落札者は、その通知があった後直ちに、作品番号、落札価格、住所、氏名（法人の場合は法人名、代表者名）を明記した落札確認書を、作品番号、作品価格を確認したうえ、署名又は記名押印して当団体に交付しなければならない。但し、売買は競売人がハンマーを売った時点で成立しており、落札確認書は記載のためのものである。
- ⑨ 本条において、消費者契約法第8条ないし第10条に該当する場合には、本条に優先して消費者契約法の定めを適用するものとする。

（購入代金の支払い）

第4条 落札者は、当団体に対し、購入代金全額を競売の日から10日以内（ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。以下この期間を「支払い期間」という。なお、この期間内の各日は、当団体の営業時間内に限る。以下同じ）に、日本円により、下記銀行口座に対する振込送金（支払い期間内に送金が到達することを要する。）支払わなければならない。

#### 記

銀行名：三井住友銀行（金融機関コード：0009）

支店名：三田通支店

口座番号：（普）8177599

口座名義：株式会社C i v i c A r t（カブシキカイシャ シビックアート）

（作品制作および引き渡し）

第5条 当団体は、前条に規定する購入代金の送金日から10日以内（ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）に、落札者と漫画家との間の談義の場を設けることとする。当該談義の方法については、直接の面会の他、電話、メール等スケジュールや居住地等を考慮して決定するものとする。

- ② 前項で定める打ち合わせの実施時に、作品の詳細、ページ数、体裁などは双方の合議のうで決定するものとする。ただし、落札者は本打ち合わせの結果について異議を唱えることができないものとし、最終的な作品の内容の決定は漫画家により行われるものとする。
- ③ 打ち合わせの結果、作品制作にあたって、額縁や大型の出力など追加費用が発生する場合は、漫画家側の了解のもと費用については決定し、直接落札者から漫画家に対し当該費用を支払うものとする。
- ④ 打ち合わせ後、当該作品は打ち合わせ日から180日以内に落札者に対して納品されるものとする。ただし、双方が合意した場合には、当該期間を延長することができる。作品の送料においては、落札者が負担するものとする。
- ⑤ 落札者が漫画家に作品を制作してもらえる権利を行使した際に、漫画家はその責を果たさなかった場合、その責任の帰属は漫画家に属し、当団体は責任を負わない。

（落札者の債務不履行）

第6条 落札者が支払い期間内に購入代金等の全額を支払わないときには、次の各号の定めに従う。

- ① 落札者は、支払い期間終了日の翌日から購入代金の支払いに至るまでの、購入代金の未払い残金について年18パーセント（消費者契約法が適用される場合には、年14.6パーセント）の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

（債権の譲渡等の禁止）

第7条 本規約に基づく当団体に対する、権利、地位は、譲渡することができず、及び担保に供することはできない。